

本件指定管理業務を受注した指定管理者は、  
尼崎市公共調達基本条例 1 1 条の規定による、  
**労働関係法令遵守状況報告書の提出が必要**となります。

- 受注者は、契約締結後2か月以内に労働関係法令遵守状況報告書を提出してください。
- 本件指定課管理業務のうち、清掃業務、警備業務、建築物保全管理業務を下請等契約をした場合には、その下請負者等の労働関係法令遵守状況報告書についても、受注者が取りまとめて提出する必要があります。
- その他報告書に係る手続き等の詳細は本市ホームページの「尼崎市公共調達基本条例関係」を参照してください。

○尼崎市公共調達基本条例(抜粋)

(労働関係法令の遵守状況の報告等)

第 1 1 条 受注者（請負等契約のうち規則で定めるもの（以下「対象契約」という。）を締結した事業者及び指定管理業務を行う指定管理者に限る。以下「対象受注者」という。）は、規則で定めるところにより、労働関係法令（労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）、最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）その他の労働、雇用又は社会保険に関する法令をいう。以下同じ。）の遵守状況